

令和3年度

自転車安全整備士問題

公益財団法人 日本交通管理技術協会

令和3年度A問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 ペダルの点検は、ペダルスパナで増し締めして緩みがないか及びペダル取付部にバリの発生はないか確認し、また、ペダルを握って左右に動かし、ガタがないか確認する。ペダルのベアリングの調子は、ペダルの片側を叩いたときの回転の具合を見て確認する。
- 問2 普通自転車の運転者が、70歳以上のお年寄りの場合、道路標識等により通行することができるのとされている歩道以外の歩道であっても、普通自転車に乗車したまま通行することができる。
- 問3 TSマーク付帯保険の傷害補償のうち死亡又は重度後遺障害に対する補償は、TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が、国内の事故によって、事故の日から1年以内に死亡又は重度後遺障害(自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。)を被った場合に、保険金が支払われる。
- 問4 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にする。
- 問5 幼児用座席に幼児を乗せて自転車を運転するときは、自転車乗車用ヘルメットをかぶらせるだけでなく、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用させる。
- 問6 駆動補助機付自転車の原動機は、必ずしも電動機に限られるものではなく、電動機以外のものが原動機であってもよい。
- 問7 自転車は、信号機などにより、交通整理の行われていない交差点を右折するときは、後方の安全を確かめ、できる限り道路の左端に寄って、交差点の向こう側まで直進し、さらに安全確認を行い、十分速度を落として曲がらなければならない。

問8 キャリパブレーキの利きが甘い場合、粗雑な製品でない限り、ブレーキ本体の取付け姿勢を正しくするか、戻しバネの調整で改善される。また、ブレーキレバーが固すぎる場合、ブレーキワイヤの油切れ、さび、急な曲がりなどが原因なので、これらの原因を取り除く。

問9 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有すること。

問10 後写鏡などの付属品を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないようにしなければならない。

問11 駆動補助機付自転車を発進、加速、定速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合、各運転態様のつながりは円滑で、時間応答性も速やかでなくてはならない。

問12 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭い角、とがり等の先鋭部があってはならないことから、身体に触れやすい部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。

問13 チェーンは、ギヤクランクを正方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問14 自転車安全整備店において、自転車安全整備士でない者が自転車を点検整備した場合は、自転車安全整備士の資格を有する者が安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。

問15 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載された日から1年間である。TSマークには、点検確認をし、自転車を渡した日と点検整備した自転車安全整備士の登録番号を記載する。

問16 普通自転車の車輪数は、2輪以上4輪以下とされているが、幼児用自転車の補助車輪も車輪数に含まれる。

- 問17 防犯登録は法律で登録することが義務付けられているが、防犯登録がなされていない自転車でも、防犯登録とは制度が異なることから、TSマークを貼付することはできる。
- 問18 自転車安全整備店が備え付ける工具の中で、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動式でなければならない。
- 問19 スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね3等分する3カ所のスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。
- 問20 リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に10°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。
- 問21 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いた場合は、運転を継続しない。
- 問22 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分が故障した場合には、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者に回収、修理させるなど適切な措置を講じるようにする。
- 問23 普通自転車は、車両であるから横断歩道上を進行する場合でも車両用信号機に従わなければならない。
- 問24 ワイヤカッタ、ニッパ、プライヤは、自転車の点検整備に使用する工具であるが、この中でブレーキや変速のインナーワイヤやアウトを切断する際に使用する工具は、ワイヤカッタである。
- 問25 自転車に乗って通行中、出会い頭に歩行者と衝突したが、怪我も軽く、相手もその場から立ち去ったので、警察署（警察官）への届出(報告)をしなかった。

問26 普通自転車は、自転車道の標識のあるところでは、道路工事などで通行できない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

問27 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限らない。また、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれる。

問28 駆動補助機付普通自転車は、道路標識により普通自転車が通行することができるかとされている歩道を通行できる。

問29 TSマーク付帯保険の支払い対象者は、現に自転車に搭乗中の所有者に限られるので、所有者の家族が搭乗していたり、所有者から借りて搭乗している人は支払対象者に含まれない。

問30 普通自転車は、2台まで他の普通自転車と並進することができる。

問31 16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児1人を乗せて走ることができるが、幼児2人を幼児2人同乗用自転車に乗せて走ると違反となる。

問32 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、右左の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認しながら、直角にわたる。

問33 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじは強く締める方がよい。

問34 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士が変更になった場合は、速やかに自転車安全整備店登録事項変更届を公益財団法人日本交通管理技術協会に提出しなければならない。

- 問35 道路交通法は、何人も酒気を帯び又は過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができない状態で車両を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されていない。
- 問36 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「通行区分違反」もその対象である。
- 問37 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、1対2を超えてはならず、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなる。
- 問38 普通自転車の制動性能の点検は、前車輪と後車輪が別系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを確認する必要がある。
- 問39 TSマークは、普通自転車であっても、レンタサイクル等の不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には貼付できない。
- 問40 TSマーク付帯保険の保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社との間で締結しているものであるから、自転車の所有者等が個別に保険会社と契約するものではない。
- 問41 自転車安全整備店として登録をした自転車店は、貸与された「自転車安全整備店章」を事業所の見やすい場所に掲出しなければならない。
- 問42 普通自転車は、フレーム、サドルなどの車体・車輪部、チェーン、ブレーキ、リムなどの駆動・制動部、ハンドルなどの操縦部、反射器材、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものによって構成されている。

- 問43 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、型式認定番号を確認する。
- 問44 自転車安全整備店に自転車安全整備士がいなくなった場合でも、自転車安全整備店としての効力を失うことはない。
- 問45 普通自転車の車体の大きさは、走行状態で長さ190cm以下、幅が60cm以下でなければならないが、泥よけ、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品も車体の長さや幅に含める。
- 問46 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品といい、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できる。
- 問47 自転車安全整備店の登録の有効期間は、登録を受けた日から5年を経過した日以降の3月31日又は9月30日のいずれか早い日が経過するまでの期間である。
- 問48 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。
- 問49 自転車安全整備店とは、TSマークを取り扱うことができる自転車店で、公益財団法人日本交通管理技術協会に申請して自転車安全整備店の登録を受けなければならない。
- 問50 自動車は、交差点やその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左端に寄って一時停止しなければならないが、自転車の場合は徐行すればよい。

令和3年度B問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 駆動補助機付自転車の原動機は、必ずしも電動機に限られるものではなく、電動機以外のものが原動機であってもよい。
- 問2 自転車安全整備店の登録の有効期間は、登録を受けた日から5年を経過した日以降の3月31日又は9月30日のいずれか早い日が経過するまでの期間である。
- 問3 普通自転車の車体の大きさは、走行状態で長さ190cm以下、幅が60cm以下でなければならないが、泥よけ、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品も車体の長さや幅に含める。
- 問4 自転車安全整備店とは、TSマークを取り扱うことができる自転車店で、公益財団法人日本交通管理技術協会に申請して自転車安全整備店の登録を受けなければならない。
- 問5 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載された日から1年間である。TSマークには、点検確認をし、自転車を渡した日と点検整備した自転車安全整備士が勤務する自転車安全整備店の登録番号を記載する。
- 問6 TSマークは、普通自転車であっても、レンタサイクル等の不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には貼付できない。
- 問7 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分が故障した場合には、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者に回収、修理させるなど適切な措置を講じるようにする。

- 問8 駆動補助機付普通自転車は、道路標識により普通自転車が通行することができるのとされている歩道を通行できる。
- 問9 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より上方にあっても、手を用いて容易に操作できる位置にあればよい。
- 問10 自転車に乗って通行中、出会い頭に歩行者と衝突したが、怪我也軽く、相手もその場から立ち去ったので、警察署（警察官）への届出(報告)をしなかった。
- 問11 TSマーク付帯保険の傷害補償のうち死亡又は重度後遺障害に対する補償は、TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第7級までをいう。）を被った場合に、保険金が支払われる。
- 問12 道路交通法は、何人も酒気を帯び又は過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができない状態で車両を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されていない。
- 問13 キャリパブレーキの利きが甘い場合、粗雑な製品でない限り、ブレーキ本体の取付け姿勢を正しくするか、戻しバネの調整で改善される。また、ブレーキレバーが固すぎる場合、ブレーキワイヤの油切れ、さび、急な曲がりなどが原因なので、これらの原因を取り除く。
- 問14 TSマーク付帯保険の保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社との間で締結しているものであるから、自転車の所有者等が個別に保険会社と契約するものではない。
- 問15 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限らない。また、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれる。

- 問16 リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に5°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。
- 問17 ペダルの点検は、ペダルスパナで増し締めして緩みがないか及びペダル取付部にバリの発生はないか確認し、また、ペダルを握って左右に動かし、ガタがないか確認する。ペダルのベアリングの調子は、ペダルの片側を叩いたときの回転の具合を見て確認する。
- 問18 普通自転車を運転している70歳以上のお年寄りの場合に限り、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道を、普通自転車に乗車したまま通行することができる。
- 問19 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士が変更になった場合は、速やかに自転車安全整備店登録事項変更届を公益財団法人日本交通管理技術協会に提出しなければならない。
- 問20 自転車安全整備店において、自転車安全整備士でない者が自転車を点検整備した場合は、自転車安全整備士の資格を有する者が安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。
- 問21 普通自転車の車輪数は、2輪以上4輪以下とされているが、幼児用自転車の補助車輪は車輪数に含まれない。
- 問22 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、右左の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認しながら、直角にわたる。
- 問23 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

- 問24 普通自転車は、フレーム、サドルなどの車体・車輪部、チェーン、ブレーキ、リムなどの駆動・制動部、ハンドルなどの操縦部、反射器材、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものによって構成されている。
- 問25 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いた場合は、運転を継続しない。
- 問26 TSマーク付帯保険の支払い対象者は、現に自転車に搭乗中の所有者に限られるので、所有者の家族が搭乗していたり、所有者から借りて搭乗している人は支払対象者に含まれない。
- 問27 チェーンは、ギヤクランクを正方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。
- 問28 幼児用座席に幼児を乗せて自転車を運転するときは、シートベルトを着用させれば、自転車乗車用ヘルメットをかぶらせる必要はない。
- 問29 普通自転車の制動性能の点検は、前車輪と後車輪が別系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを確認する必要がある。
- 問30 後写鏡などの付属品を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないようにしなければならない。
- 問31 普通自転車は、車両であるから横断歩道上を進行する場合でも車両用信号機に従わなければならない。
- 問32 スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね3等分する3カ所のスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。

- 問33 防犯登録は法律で登録することが義務付けられているが、防犯登録がなされていない自転車でも、防犯登録とは制度が異なることから、TSマークを貼付することはできる。
- 問34 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「通行区分違反」もその対象である。
- 問35 ワイヤカッタ、ニッパ、プライヤは、自転車の点検整備に使用する工具であるが、この中でブレーキや変速のインナーワイヤやアウトを切断する際に使用する工具は、ワイヤカッタである。
- 問36 普通自転車は、自転車道の標識のあるところでは、道路工事などで通行できない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。
- 問37 自動車は、交差点やその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左端に寄って一時停止しなければならないが、自転車の場合は徐行すればよい。
- 問38 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、型式認定番号を確認する。
- 問39 自転車安全整備店として登録をした自転車店は、貸与された「自転車安全整備店章」を事業所の見やすい場所に掲出しなければならない。
- 問40 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじは強く締める方がよい。
- 問41 自転車に乗車して信号機のない交差点を右に曲がる時、後方の安全を確かめ、交差点の中心を通るなど最短距離で交差点の向こう側まで進むようにする。

問42 16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児1人を乗せて走ることができるが、幼児2人を幼児2人同乗用自転車に乗せて走ると違反となる。

問43 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、1対2を超えてはならず、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなる。

問44 駆動補助機付自転車を発進、加速、定速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合、各運転態様のつながりは円滑で、時間応答性も速やかでなくてはならない。

問45 自転車安全整備店が備え付ける工具の中で、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動式でなければならない。

問46 自転車安全整備店に自転車安全整備士がいなくなった場合でも、自転車安全整備店としての効力を失うことはない。

問47 普通自転車は、2台まで他の普通自転車と並進することができる。

問48 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭い角、とがり等の先鋭部があってはならないことから、身体に触れやすい部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。

問49 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有すること。

問50 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品といい、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できる。

令和3年度C問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車安全整備店の登録の有効期間は、登録を受けた日から3年を経過した日以降の3月31日又は9月30日のいずれか早い日が経過するまでの期間である。
- 問2 普通自転車は、フレーム、サドルなどの車体・車輪部、チェーン、ブレーキ、リムなどの駆動・制動部、ハンドルなどの操縦部、反射器材、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものによって構成されている。
- 問3 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、15km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、1対2を超えてはならず、15km/h以上24km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、24km/h以上ではゼロとなる。
- 問4 TSマーク付帯保険の保険契約は、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社との間で締結しているものであるから、自転車の所有者等が個別に保険会社と契約するものではない。
- 問5 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじは強く締める方がよい。
- 問6 自転車安全整備店とは、TSマークを取り扱うことができる自転車店で、公益財団法人日本交通管理技術協会に申請して自転車安全整備店の登録を受けなければならない。
- 問7 普通自転車は、車両であるから横断歩道上を進行する場合でも車両用信号機に従わなければならない。

問8 駆動補助機付自転車のユニット部には、マイクロコンピュータ等が内蔵されており、当該部分が故障した場合には、当該駆動補助機付自転車の製造又は販売業者に回収、修理させるなど適切な措置を講じるようにする。

問9 普通自転車のブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にする。

問10 ブレーキやチェンジギヤに使用するワイヤは、適切な長さであって、著しいたるみ、急な曲がり、折れ、さび、ほつれ等がないか確認し、必要に応じて長さの調整やワイヤの交換を行う。

問11 普通自転車の制動性能の点検は、前車輪と後車輪が同一系統である場合には、確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを確認する必要がある。

問12 チェーンは、ギヤクランクを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問13 普通自転車の車体の大きさは、走行状態で長さ190cm以下、幅が60cm以下でなければならないが、泥よけ、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品は、車体の長さや幅に含めない。

問14 TSマーク付帯保険の傷害補償のうち死亡又は重度後遺障害に対する補償は、TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第7級までをいう。）を被った場合に、保険金が支払われる。

問15 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問16 駆動補助機付自転車を発進、加速、定速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合、各運転態様のつながりは円滑であれば、時間応答性は問わない。

- 問17 駆動補助機付普通自転車は、道路標識により普通自転車が通行することができるのとされている歩道を通行できる。
- 問18 プライヤは、バネ、ワイヤの保持やワイヤの切断に使用する工具である。
- 問19 自転車の二人乗りは禁止されているが、16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児一人を乗せて走るとは、「禁止されている二人乗り」には該当しない。
- 問20 TSマーク付帯保険の支払い対象者は、現に自転車に搭乗中の所有者に限られるので、所有者の家族が搭乗していたり、所有者から借りて搭乗している人は支払対象者に含まれない。
- 問21 自転車に乗って通行中、出会い頭に歩行者と衝突したが、怪我も軽く、相手もその場から立ち去ったので、警察署（警察官）への届出（報告）をしなかった。
- 問22 駆動補助機付自転車は、ペダルに踏力が加わっていないときは、原動機による補助力が作動しないことになっている。
- 問23 自転車安全整備店として登録されていれば、TSマークを貼付できる。
- 問24 自転車は、踏切を通過しようとするときは、その直前で停止し、かつ安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。
- 問25 普通自転車の車輪数は、2輪以上4輪以下とされているが、幼児用自転車の補助車輪は車輪数に含まれない。
- 問26 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いたが、街灯がある場合は、運転を継続してもよい。
- 問27 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限らない。また、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれる。

- 問28 自転車に乗車して信号機のない交差点を右に曲がる時、後方の安全を確かめ、交差点の中心を通るなど最短距離で交差点の向こう側まで進むようにする。
- 問29 リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に5°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。
- 問30 防犯登録は法律で登録することが義務付けられているが、防犯登録がなされていない自転車でも、防犯登録とは制度が異なることから、TSマークを貼付することはできない。
- 問31 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載された日から1年間である。TSマークには、点検確認をし、自転車を渡した日と点検整備した自転車安全整備士が勤務する自転車安全整備店の登録番号を記載する。
- 問32 駆動補助機付自転車の原動機は、電動機に限られる。
- 問33 普通自転車の運転者が、70歳以上のお年寄り、からだの不自由な人の場合、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。
- 問34 TSマークは、普通自転車であっても、レンタサイクル等の不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には貼付できない。
- 問35 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品といい、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できる。
- 問36 自転車安全整備店の登録を受けた者が、TSマークを不適正に貼付したことにより、登録の取消しを受けた場合でも、一定の期間が経過すれば再登録の申請ができる。

- 問37 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭い角、とがり等の先鋭部があってはならないことから、身体に触れやすい部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。
- 問38 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、他の普通自転車と2台まで並進することができる。
- 問39 幼児用座席に幼児を乗せて自転車を運転するときは、シートベルトを着用させれば、自転車乗車用ヘルメットをかぶらせる必要はない。
- 問40 自転車安全整備店が備え付ける工具の中で、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動式でなければならない。
- 問41 後写鏡などの付属品を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないようにしなければならない。
- 問42 道路交通法は、何人も酒気を帯び又は過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができない状態で車両を運転することを禁止している。自転車の場合も、自動車と同じように酒気を帯びた状態での運転は禁止されている。
- 問43 ペダルの点検は、ペダルスパナで増し締めして緩みがないか及びペダル取付部にバリの発生はないか確認し、また、ペダルを握って左右に動かし、ガタがないか確認する。ペダルのベアリングの調子は、ペダルの片側を叩いたときの回転の具合を見て確認する。
- 問44 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、右左の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認しながら、直角にわたる。
- 問45 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士が変更になった場合は、速やかに自転車安全整備店登録事項変更届を公益財団法人日本交通管理技術協会に提出しなければならない。

- 問46 自転車安全整備店が、登録の有効期間の更新を受けないで、有効期間が経過したときは登録の効力が失われる。
- 問47 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、型式認定番号を確認する。
- 問48 普通自転車は、自転車道の標識のあるところでは、道路工事などで通行できない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。
- 問49 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10 km/h のとき、制動操作を開始した場所から5 m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有すること。
- 問50 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良運転」「酒酔い運転」などがあるが、「通行区分違反」もその対象である。

令和3年度 学科試験問題解答

番号	A	B	C	番号	A	B	C
1	○	×	○	26	○	×	×
2	○	×	×	27	○	×	○
3	×	○	×	28	○	×	×
4	○	○	○	29	×	○	○
5	○	×	×	30	×	○	○
6	×	×	○	31	×	×	×
7	○	○	×	32	○	○	○
8	○	○	○	33	×	○	○
9	×	×	○	34	○	○	×
10	○	×	○	35	×	○	○
11	○	×	×	36	○	○	×
12	○	×	○	37	×	×	○
13	×	○	×	38	○	○	○
14	○	○	×	39	×	○	×
15	○	○	×	40	○	×	×
16	×	○	×	41	○	×	○
17	○	○	○	42	×	×	○
18	×	×	×	43	○	×	○
19	○	○	○	44	×	○	○
20	×	○	×	45	○	×	○
21	○	○	×	46	○	×	○
22	○	○	○	47	×	×	○
23	×	×	×	48	×	○	○
24	○	×	○	49	○	×	×
25	×	○	○	50	×	○	○